（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

（水産業協同組合法施行令の一部改正）

第十七条　水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の六の七中「規定により」の下に「当該」を加え、「同条第一項」を「銀行法第二条第十八項」に、「いう」を「いい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む」に改める。

第二十四条の九中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（保険業法施行令の一部改正）

第十八条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「信託業法施行令」を「金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）、信託業法施行令」に、「第五条」を「第五条、金融サービスの提供に関する法律施行令第二十七条」に、「並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構」を「、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに金融サービスの提供に関する法律施行令第二十九条の規定の適用については損害保険契約者保護機構」に改める。

第四十四条の九中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

第四十五条第一号中「又は保険仲立人」を「、保険仲立人又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（同条第三項に規定する保険媒介業務を行う者に限る。）」に改め、同条第四号中「に係る保険募集」を「の締結の代理若しくは媒介」に改める。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表第十六条の二第一項の項、第十六条の二第一項第十三号の項、第十六条の二第二項第一号の項及び第十六条の二第七項の項中「第四号」を「第四号の二」に改める。

附則第十四条第一項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

附則第十四条第二項の表更生特例法第五百十三条第二項の項の次に次のように加える。

金融サービスの提供に関する法律第十五条第二号ニ(2)	もの（農林中央金庫が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成十八年法律第百十八号）第七条第一項において準用する同法第二条第十二項に規定する特定承継会社の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しないものを含む。）の認可

附則第十四条第二項の表銀行法施行令第十七条の二の三第四項の項の次に次のように加える。

金融サービスの提供に関する法律第十七条第一項	銀行法その他政令で定める法律	再編強化法附則第二十七条第二項
金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）第十六条第十四号	の認可	（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）附則第十七条において準用する場合を含む。）の認可

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第二十条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「金融商品の販売等に関する法律（」を「金融サービスの提供に関する法律（」に、「第九条第二項各号」を「第十条第二項各号」に、「金融商品の販売等に関する法律施行令」を「金融サービスの提供に関する法律施行令」に、「第十三条」を「第十四条」に改め、同条第二項中「法第七条第二項」を「同条第二項」に改める。

第十三条第一項第一号中「金融商品の販売等に関する法律第三条第一項」を「金融サービスの提供に関する法律第四条第一項」に改める。

第三十一条第二項第二号中「金融商品の販売等に関する法律施行令第十三条」を「金融サービスの提供に関する法律施行令第十四条」に改める。

第四十八条中「資産の流動化に関する法律」の下に「、金融サービスの提供に関する法律」を加える。

第五十八条第一項第十七号中「及び次号」を「、次号及び第十九号」に改め、同項に次の一号を加える。

十九　金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。）　主たる営業所又は事務所の所在地

（農林中央金庫法施行令の一部改正）

第二十一条　農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「規定により」の下に「当該」を加え、「同条第一項」を「銀行法第二条第十八項」に、「を含む。）に」を「（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）に」に改める。

第五十六条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定